

## 半田市放課後児童健全育成事業施設整備費等補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の健全な発展を図るため、事業実施団体の施設整備等に関する補助について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、半田市の委託により放課後児童健全育成事業を実施している団体とする。

(補助金の対象及び額)

第3条 補助金の対象は、次に掲げるものとし、金額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(1) 施設改修費 児童の安全対策として必要な改修、衛生管理上必要な改修又は施設等の不備箇所の修繕に要する経費。ただし、本補助金により施設改修した建物等は、原則、5年間継続して使用しなければならない。

(2) 備品購入費 児童の生活と遊び及び安全対策のために必要な1点2万円以上の備品の購入に要する経費。ただし、本補助金により取得した備品は原則、法人税法（昭和40年法律第34号）上の耐用年数以上の期間使用しなければならない。

2 補助金の限度額は別表に定めるとおりとする。

(補助金の申請手続)

第4条 補助を受けようとする事業実施団体の長（以下「申請者」という。）は、放課後児童健全育成事業施設整備費等補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(補助金の決定)

第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、相当と認めた場合は補助を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助を決定した場合は、その旨を放課後児童健全育成事業施設整備費等補助金交付決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助金の申請額について変更が生じた場合は、その理由を付して直ちに

放課後児童健全育成事業施設整備等計画変更承認申請書（様式第3）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

4 市長は、前項の規定により変更を承認した場合は、その旨を放課後児童健全育成事業施設整備等計画変更承認書（様式第4）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 申請者は、補助対象事業を完了した場合は、速やかに放課後児童健全育成事業施設整備等実績報告書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書を受理した後、その交付すべき補助金を申請者に交付するものとする。

（交付の取消し及び補助金の返還）

第7条 市長は、補助の決定を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反した場合

（2）補助金を他の用途に使用した場合

（3）提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があった場合

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月18日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

※補助金は、1,000円未満の端数切捨て

補助対象経費	補 助 率	補助限度額
施設改修費	10分の9	100万円
備品購入費	4分の3	15万円

ただし、同一年度内に施設改修費と備品購入費の両方を申請する場合の補助上限額は、合計で100万円とする。



2 事業の実施予定期間

区 分	事業の開始予定	事業の完了予定
施設改修費分	年 月 日	年 月 日
備品購入費分	年 月 日	年 月 日

3 補助申請額

<施設改修費分>

事業費総額	事業費総額の90%	所要額 (A)
円	円	円

注：「所要額 (A)」欄は、「事業費総額の90%」欄の金額と100万円のいずれか少ない額を記入すること（1,000円未満の端数切り捨て）。

<備品購入費分>

事業費総額	事業費総額の75%	所要額 (B)
円	円	円

注：「所要額 (B)」欄は、「事業費総額の75%」欄の金額と15万円のいずれか少ない額を記入すること（1,000円未満の端数切り捨て）。

<補助申請額>

所要額 (A)	所要額 (B)	合計 (A+B)	補助申請額
円	円	円	円

注1：「合計 (A+B)」欄は、「所要額 (A) 欄」の金額と「所要額 (B)」欄の金額の合算額を記入すること。

注2：「補助申請額」欄は、「合計 (A+B)」欄の金額と100万円のいずれか少ない額を記入すること。

4 その他関係資料

<施設改修費分>

- ・見積書
- ・図面（図面がない場合は、施設改修等の内容が分かるもの。）
- ・家主の承諾書

<備品購入費分>

- ・見積書

様式第2（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

半田市長

### 放課後児童健全育成事業施設整備費等補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました放課後児童健全育成事業施設整備費等補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

#### 記

1 補助金額

交付決定額	金	円
（内訳）施設改修費分	金	円
備品購入費分	金	円

2 補助内容

区 分	補 助 内 容
施設改修費分	
備品購入費分	

3 補助条件

- （1）補助金は、申請書記載以外の経費に支出してはならない。
- （2）補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。



## 2 事業の実施予定期間

区 分	事業の開始予定	事業の完了予定
施設改修費分	年 月 日	年 月 日
備品購入費分	年 月 日	年 月 日

## 3 補助申請額

### <施設改修費分>

事業費総額	事業費総額の90%	所要額(A)
円	円	円

注：「所要額(A)」欄は、「事業費総額の90%」欄の金額と100万円のいずれか少ない額を記入すること(1,000円未満の端数切り捨て)。

### <備品購入費分>

事業費総額	事業費総額の75%	所要額(B)
円	円	円

注：「所要額(B)」欄は、「事業費総額の75%」欄の金額と15万円のいずれか少ない額を記入すること(1,000円未満の端数切り捨て)。

### <補助申請額>

所要額(A)	所要額(B)	合計(A+B)	補助申請額
円	円	円	円

注1：「合計(A+B)」欄は、「所要額(A)欄」の金額と「所要額(B)欄」の金額の合算額を記入すること。

注2：「補助申請額」欄は、「合計(A+B)」欄の金額と100万円のいずれか少ない額を記入すること。

## 4 その他関係資料

### <施設改修費分>

- ・見積書
- ・図面(図面がない場合は、施設整備の内容が分かるもの。)
- ・家主の承諾書

### <備品購入費分>

- ・見積書



様式第4（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

半田市長

放課後児童健全育成事業施設整備等計画変更承認書

年 月 日付で申請のあった整備計画の変更承認申請については、下記のとおり承認します。

記

1 計画変更の理由

変更理由	
------	--

2 変更後補助金額

交付決定額 金 円  
（内訳）施設改修費分 金 円  
備品購入費分 金 円

3 変更後の補助内容

区 分	補 助 内 容
施設改修費分	
備品購入費分	

4 補助条件

- （1）補助金は、申請書記載以外の経費に支出してはならない。
- （2）補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。



2 事業の実施期間

区 分	事業の開始	事業の完了
施設改修費分	年 月 日	年 月 日
備品購入費分	年 月 日	年 月 日

3 交付決定額

<施設改修費分>

事業費総額	事業費総額の90%	所要額(A)
円	円	円

注：「所要額(A)」欄は、「事業費総額の90%」欄の金額と100万円のいずれか少ない額を記入すること(1,000円未満の端数切り捨て)。

<備品購入費分>

事業費総額	事業費総額の75%	所要額(B)
円	円	円

注：「所要額(B)」欄は、「事業費総額の75%」欄の金額と15万円のいずれか少ない額を記入すること(1,000円未満の端数切り捨て)。

<交付決定額>

所要額(A)	所要額(B)	合計(A+B)	交付決定額
円	円	円	円

注1：「合計(A+B)」欄は、「所要額(A)欄」の金額と「所要額(B)」欄の金額の合算額を記入すること。

注2：「交付決定額」欄は、「合計(A+B)」欄の金額と100万円のいずれか少ない額を記入すること。

4 その他関係資料

<施設改修費、備品購入費>

- ・補助対象事業の請求書又は領収書の写し及び補助対象の写真

5 補助金の振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協	店
預金の種類	普通	当座
口座番号		
口座名義		